

学校法人小池学園  
埼玉東萌短期大学学則

令和7年4月1日施行

# 埼玉東萌短期大学学則

## 1 学則

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** 埼玉東萌短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法、学校教育法及び本学の建学の精神「以愛為人」と学校訓「自尊・創造・共生」に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養し、「東萌」を冠する校名が示す進取の気風をもって光さず東方から萌え上がる若い力を育み、社会に貢献できる前途有為な人材となるための基礎的能力を育成することを主な目的及び社会的使命とする。

(位置)

**第2条** 本学を、埼玉県越谷市新越谷2丁目21番地1に置く。

(自己点検・評価)

**第3条** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(認証評価)

**第4条** 本学は、前条の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

**第5条** 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第6条** 本学は、本学における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### 第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

**第7条** 本学の設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	学生定員
幼児保育学科	80人	160人

(学科の人材養成に係る目的)

**第8条** 幼児保育学科は、本学の建学の精神「以愛為人」と学校訓「自尊・創造・共生」に基づき、優れた認識と実践力を身につけた保育士及び幼稚園教諭を中心とする保育・幼児教育者を養成することを主な目的とする。そのため、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を身につけるとともに、子どもの世界と保育・教育・社会福祉の本質を深く理解し、子どもの成長・発達を高い視点から受けとめ、保育・幼児教育の内容と方法に精通し、具体的な事象に即した繊細な心遣いをもって保育・幼児教育の現場で活躍することのできる、保育者、幼児教育者となるための基礎的能力を育成することをねらいとする。

(修業年限及び在学年限)

- 第9条** 本学の修業年限は、2年とする。  
2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

**第10条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

**第11条** 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の期間を変更することができる。

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

**第12条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 学園創立記念日 12月20日

(4) 夏季休業日 別に定める

(5) 冬季休業日 別に定める

(6) 春季休業日 別に定める

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認めたときは、休業中に実習を行うことができる。

(日課表)

**第13条** 日課表は、別に定める。

### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

**第14条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第15条** 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

(入学の出願)

**第16条** 本学に入學を志願する者は、本学所定の書類に入學検定料を添えて提出しなければならない。

(入學者の選考)

**第17条** 前條の入學志願者については、選考を行う。

2 入學志願者の選考の日程、選考方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(入學手続及び入學許可)

**第18条** 前條の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入學金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入學手続を完了した者に入學を許可する。

(學生証の交付)

**第19条** 入學した者には、學生証が交付される。學生は學生証を常に携行しなければならない。

(再入學)

**第20条** 本学に再入學を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入學を許可することがある。

2 前項の規定により入學を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在學すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転 学)

**第20条の2** 學生が他の短期大学へ転學しようとするときは、所定の転學届を学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 他の短期大学から本学へ転入學しようとするときは、所定の転入學願により学長に願ひ出て、転入學審査を受けなければならない。学長は、転入學審査に合格し所定の手続きを行った者に転入學の許可を与える。

3 前項の規定により転入學を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在學すべき年数については、前條第2項の規定を準用する。

(編入學)

**第20条の3** 學生が卒業にあたり他の大学へ編入學しようとするときは、所定の編入學届を学長に提出するものとする。他大学への編入學にあたり本学学長の推薦書を必要とする場合は、編入學志望者は学長に編入學推薦書の発行を願ひ出なければならない。学長は審査の上、推薦に値すると認められた者に推薦書を発行する。

2 本学への編入學は認めない。

(退 学)

**第21条** 退學しようとする者は、所定の退學届を学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(休 学)

**第22条** 疾病その他やむを得ない事情により、3ヵ月以上修學することのできない者は、所定の休學届を学長に届け出て、その承認を得て休學することができる。

(休學の期間)

**第23条** 休學のできる期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、学長に休學延長届を届け出て、その承認を得ることにより引き続きさらに1年まで休學を延長することができる。

2 休學の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休學の期間は、第9条第2項の在學年限に算入しない。

(復 学)

**第24条** 休學期間が終了するとき、及び休學期間中にその事由が消滅したときは、所定の復學届を学長に届け出て、その承認を得て復學することができる。

(留 学)

**第25条** 本学の學生で1年以上在學した者が、次の条件で外国の短期大学、大学又はこれに相当する高等教育機関へ留學しようとするときは、所定の留學届を学長に届け出て、その承認を得て留學することができる。

(1) 留學期間は、原則として半年又は1年とし、2年を限度とする。

(2) 留學期間は、第9条第1項の修學年限及び同條第2項の在學年限に算入しない。

(除 籍)

**第26条** 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第9条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第23条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料等の納入を怠り、催告してもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

**第27条** 本学は、本学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、当該学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

**第28条** 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 教育課程に、選択必修科目を置くことがある。

(教育課程及び授業科目の区分)

**第29条** 第1条及び第27条に基づき、本学の教育課程を教養課程と専門課程に区分することとし、それぞれの区分に教養科目と専門科目を置く。

(教育課程)

**第30条** 本学における教育課程は、別表第1のとおりとする。

(指定保育士養成課程、教職課程)

**第31条** 本学における教育課程は、次の2つの教育課程を含んでいる。

- (1) 指定保育士養成課程
- (2) 幼稚園教諭2種免許状取得課程

2 本学が設置する指定保育士養成教育課程は、別表第2のとおりとする。

3 本学が設置する幼稚園教諭2種免許状の取得に係る教育課程は、別表第3のとおりとする。

(授業の方法)

**第32条** 本学における授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

**第33条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習、実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、その組合せに応じ、前2号に定める基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

**第34条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学等において履修した授業科目につ

いて修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学等以外の教育施設等における学修)

**第35条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第36条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位(第65条及び第66条の規定により修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第34条第2項において準用する同条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(授業計画の明示、シラバス)

**第37条** 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。そのため、本学が開設する授業科目については、年度ごとにシラバス(授業計画)を発行し、学生に周知する。

(履修登録)

**第38条** 学生は、学年始め又は学期始めの定められた期日までに履修する授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(履修科目の登録の上限)

**第39条** 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が履修すべき単位について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めるものとする。

(単位の授与)

**第40条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 授業の出席時間数が、その授業科目の総授業時間数の3分の2に満たない場合は、当該授業科目の単位の修得は認められない。
- 3 学生納付金未納者は、単位の認定を受けることができない。

(追試験)

**第41条** 病気その他のやむを得ないと認められた事由により定期試験を受けることができなかった者が、所定の手続きにより願い出たときは、追試験を行うものとする。

(成績の評価)

**第42条** 履修科目の成績は、100点をもって満点とし、その評価は、AA、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

AA	90点以上
A	89点～80点

B	79点～70点
C	69点～60点
D	59点以下

2 履修科目の成績の評価は、定期試験期間中や授業期間中及び授業期間以外の期間などに行われる筆記試験、実技試験、口述試験及びレポート試験などの試験の成績や、授業への出席状況、課題への対応状況、授業への取組み状況、及びレポート、論文、作品などの提出物の内容などを、シラバスに明記された基準に基づいて総合的に評価して決定するものとする。  
(成績評価基準等の明示)

**第43条** 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

**第44条** 本学を卒業するためには、2年以上在学し、基礎教養科目から必修科目8単位を含み10単位以上、専門科目から必修科目16単位及び選択必修科目2単位を含み42単位以上、基礎教養科目及び専門科目から10単位以上、合計62単位以上を修得しなければならない。

(卒業認定)

**第45条** 本学に2年以上在学し、本学則に定める卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位授与)

**第46条** 前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

幼児保育学科 短期大学士(保育学)

2 前項の学位を授与される者には、学位記が授与される。

(資格及び免許状の取得)

**第47条** 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は、次のとおりとする。

幼児保育学科 保育士  
幼稚園教諭2種免許状

(保育士資格の取得)

**第48条** 保育士の資格を取得しようとする者は、第44条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

(幼稚園教諭2種免許状の取得)

**第49条** 幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、第44条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて教育職員免許法及び同法施行規則の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

## 第7章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

**第50条** 入学志願者は、第16条の定めるところにより、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

**第51条** 学生は、学生納付金を納付しなければならない。

2 前項に定める学生納付金は、次の各号のとおりとする。第2号から第4号までの学生納付金を総称して授業料等という。

- (1) 入学金
- (2) 授業料

(3) 施設設備費

(4) 実験実習費

(入学検定料及び学生納付金の金額)

**第52条** 第50条に定める入学検定料及び前条に定める学生納付金の金額は、別表第4のとおりとする。

2 前項の金額は、諸物価の上昇等、経済変動に応じ、年度によりその額を改定することがある。

(入学金の納付)

**第53条** 入学金の納付は、第18条第1項の定めるところによる。

(授業料等の納期)

**第54条** 毎年度納付すべき授業料等の学生納付金は、次の2期に分けて納付するものとする。ただし、入学年度の前期分については次条による。

前 期 4月1日から4月15日まで

後 期 10月1日から10月15日まで

2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、前期納付期間に後期分授業料等を含む年額を一括して納付することができる。

(入学手続時の学生納付金の納付)

**第55条** 入学年度の入学金及び前期分授業料等については、第18条第1項に定める入学手続時に納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、前期納付時に後期分授業料等を含む年額を一括して納付することができる。

3 入学手続時における学生納付金の2段階にわたる納付を定めている場合には、入学の意思を確認するものとして入学金を納付した後に、第1項第2項に定める授業料等を納付するものとする。

4 第1項又は第2項に定める学生納付金を納付しない者(第1項に定める入学金を納付した者で、授業料等を納付しなかった者を含む。)には、入学を認めない。

(納付金の不返還)

**第56条** 既納の入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

## 第8章 学長及び教職員組織

(学長及び教職員組織)

**第57条** 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、副学長を置くことができる。

3 本学に、客員教授及び特任教授を置くことができる。

4 本学に、副手、技術職員、用務員その他の必要な職員を置くことができる。

5 本学に、非常勤講師その他の必要な臨時職員を置くことができる。

(学 長)

**第57条の2** 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

**第57条の3** 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(職 制)

**第58条** 本学に、学科長、図書館長、学務部長及び事務長を置く。

(事務組織)

**第59条** 教育研究の円滑な実施に必要な事務的業務を行うため、本学の事務組織として事務室を置く。

2 事務室の編制については、別に定める。

## 第9章 教授会

(教授会)

**第60条** 本学に、教授会を置く。

(審議事項)

**第61条** 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

**第62条** 教授会は、学長又は学長代行(以下「学長」という。)、副学長、教授、准教授、専任講師、助教及び事務長をもって組織する。

2 教育職員の教育研究業績等の審査に関する事項については、教授会は、学長、副学長、教授及び事務長をもって組織し、これを任用教授会と称する。

(センター及び委員会等の設置)

**第63条** 教授会は、本学の諸活動を円滑に進めるために、学科に学科会を置くとともに、必要に応じセンター、委員会及びその他の組織を設置し、本学業務の一部をこれらの組織に担当させることができる。

- 2 学科会は、当該学科に係る諸問題について審議し、その解決に取り組むことにより、当該学科に関する教育研究活動の全般的な運営の円滑な実施と改善をはかることを任務とする。
- 3 センターは、本学の諸活動を構成する基本的な諸部門をそれぞれに統括し、その業務を総合的に推進するものであり、必要に応じ下位組織として専門委員会その他の組織を設置することができる。
- 4 委員会は、特定の専門的領域の業務を担当する組織であり、センター組織の下部組織として設置する専門委員会の他に、常設委員会、時限委員会、臨時委員会を、必要に応じ設置することができる。
- 5 学科会、センター、委員会及びその他の組織は、活動状況とその結果について、教授会及び学長に報告しなければならない。

## 第10章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

**第64条** 本学の学生以外の者で本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者あるときは、選考の上、科目等履修生として履修を認め、単位を与えることがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第38条及び第40条から第43条までの規定を準用する。

(聴講生)

**第65条** 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、聴講を認めることがある。ただし、履修を許可するものではない。

2 前項の規定にかかわらず、他の大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは当該他大学等との協議に基づき、特別聴講生として履修を許可することができる。

(外国人留学生)

**第66条** 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

## 第11章 賞 罰

(表 彰)

**第67条** 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

**第68条** 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性向不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 附属図書館

(附属図書館)

**第69条** 本学に、附属図書館(以下「図書館」という。)を置く。

(図書等の資料の整備、学術情報の提供)

**第70条** 図書館は、設置する学科の種類を考慮し、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。

(こども図書館コーナーの設置)

**第71条** 本学が設置する幼児保育学科の教育研究活動の促進と地域社会への貢献を目的として、図書館にこども図書館コーナーを設置する。

(地域社会への貢献)

**第72条** 図書館は、地域社会の文化的発展に寄与することを意図して、地域住民へのサービス活動を行うことができる。

## 第13章 公開講座及び地域への開放

(公開講座)

**第73条** 本学は、地域社会の教育、文化の向上に資するため、公開講座を設けることがある。

(キャンパス開放、文化的社会的活動の実施)

**第74条** 本学は、地域社会の文化的発展に寄与することを意図して、必要に応じてキャンパスの一部を開放し、地域に対する文化的社会的活動を企画運営することがある。

## 第14章 保健及び厚生

(健康診断)

**第75条** 本学は、学生の健康の維持のため、毎年度健康診断を行う。

(保健室)

**第76条** 本学に、保健室を置く。

(学生相談室)

第77条 本学に、学生相談室を置く。

## 第15章 改正及び細則

(改正)

第78条 本学学則の改正は、教授会の議を経て学長が理事会に諮り、その承認を得なければならない。

(細則その他)

第79条 本学学則施行についての下位規程、細則その他必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度入学生については、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第44条、別表第1、別表第2、別表第3については、平成26年度以前の入学生は、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学生は、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成28年11月26日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学生は、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学生は、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学生は、なお従

前の例による。

## 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第30条、第31条、別表第1、別表第2については、平成31年度以前の入学生は、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第44条、別表第1、別表第2、別表第3については、令和3年度以前の入学生は、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学生は、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生は、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、学生納付金については、改正後の別表第4規程にかかわらず、令和6年度入学生については、なお、従前の例による。

別表第1 幼児保育学科教育課程

(☆:保育士必修科目 #:保育士選択科目 ◎:幼2免必修科目 ｂ:幼2免選択科目)

(幼2免を取得する者は、ｂから最低4単位を選択必修する必要がある。)

(保育士資格を取得する者は、#から最低7単位を選択必修する必要がある。)

科目区分	授業科目	単位	単位数		備考	時間数	
			必修	選択			
基礎 教養 科目	基礎演習 科目	基礎ゼミ	1	1		30	
		基礎ゼミ	1	1		30	
		発展ゼミ	1	1		30	
		総合ゼミ	1	1		30	
	教養科目	日本語表現	2		2		30
		文学入門	2		2		30
		心理学	2		2		30
		日本国憲法	2		2	◎	30
		美術鑑賞	2		2		30
		地球環境入門	2		2		30
		絵本とアート	1		1		30
	語学・情報科目	英語コミュニケーションⅠ	1	1			30
		英語コミュニケーションⅡ	1		1	◎	30
		情報機器演習Ⅰ	1	1			30
		情報機器演習Ⅱ	1		1	◎	30
		情報メディアとコミュニケーション	1		1		30
	科体育目	体育理論	1	1			15
		体育実技	1	1			30
	合計		24	8	16		

科目区分	授業科目	単位	単位数		備考	時間数	
			必修	選択			
専 門 科 目	領域に関する専門科目	幼児と健康Ⅰ	1	1		30	
		幼児と健康Ⅱ	1		1	# ｂ	30
		幼児と環境	1		1	# ｂ	30
		幼児と言葉	1		1	☆ ｂ	30
		幼児と音楽表現Ⅰ	1	1			30
		幼児と音楽表現Ⅱ	1		1	# ｂ	30
		幼児と音楽表現Ⅲ	1		1	# ｂ	30
		幼児と音楽表現Ⅳ	1		1	# ｂ	30
		幼児と造形表現Ⅰ	1	1			30
		幼児と造形表現Ⅱ	1		1	# ｂ	30
	幼児と造形表現Ⅲ	1		1	# ｂ	30	
	幼児と造形表現Ⅳ	1		1	# ｂ	30	
	基礎理論科目	教職概論(保育者・教師論)	2		2	☆ ◎	30
		教育原理	2	2			30
保育原理		2	2			30	
子ども家庭福祉		2		2	☆	30	
社会福祉		2		2	☆	30	
子ども家庭支援論		2		2	☆	30	
社会的養護Ⅰ	2		2	☆	30		

科目区分	授業科目	単位	単位数		備考	時間数		
			必修	選択				
専門科目		こども文化Ⅰ	1		1	#	30	
		こども文化Ⅱ	1		1	#	30	
		教育心理学	2	2				30
		子ども家庭支援の心理学	2		2	☆	30	
		特別支援教育	1		1	◎	15	
		子ども理解の理論と方法	1		1	☆	30	
		子どもの保健	2		2	☆	30	
		子どもの食と栄養	2		2	☆	60	
	内容・方法科目	総論	教育課程論	2		2	☆◎	30
			保育内容総論	1	1			30
		教育内容指導法	保育内容(健康)指導法	1	1			30
			保育内容(人間関係)指導法	1	1			30
			保育内容(環境)指導法	1	1			30
			保育内容(言葉)指導法	1	1			30
			保育内容(音楽表現)指導法	1		1	☆	30
			保育内容(造形表現)指導法	1		1	#	30
			保育内容(身体表現)指導法	1		1	#	30
			保育内容(総合表現)指導法	1		1	#	30
			幼児教育方法論	2		2	◎	30
			乳児保育Ⅰ	2		2	☆	30
			乳児保育Ⅱ	1		1	☆	30
			子どもの健康と安全	1		1	☆	30
			障害児保育Ⅰ	1		1	☆	30
			障害児保育Ⅱ	1		1	☆	30
			社会的養護	1		1	☆	30
			子育て支援	1		1	☆	30
	教育相談		2		2	◎	30	
	ピアノ基礎技能A		1		1	#	30	
	ピアノ基礎技能B	1		1	#	30		
	ピアノ基礎技能C	1		1	#	30		
	レクリエーション演習	1		1		30		
	野外活動演習	1		1	集中講義	30		
	保育技能	保育技能Ⅰ	1	1			30	
		保育技能Ⅱ	1	1			30	
	科演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2		2	☆◎	30	
	実習科目	保育実習指導Ⅰ	1		1	☆	30	
保育実習Ⅰ		2		2	☆	10日間*		
保育実習指導Ⅱ		1		1	☆	30		
保育実習Ⅱ		2		2	☆	10日間*		
保育実習指導Ⅲ		1		1	#	30		
保育実習Ⅲ		2		2	#	10日間*		
保育実習指導Ⅳ		1		1	#	30		
保育実習Ⅳ		2		2	#	10日間*		
教育実習(幼稚園)事前事後指導Ⅰ		1		1	◎	40		
教育実習(幼稚園)事前事後指導Ⅱ		1		1	◎	40		
教育実習(幼稚園)	Ⅰ	2		2	◎	2週間(80時間)*		
	Ⅱ	2		2	◎	2週間(80時間)*		
科リキ目アヤ	保育キャリア形成演習Ⅰ	1		1		30		
	保育キャリア形成演習Ⅱ	1		1		30		
合計		90	16	74				

\* 詳しくは「保育実習、教育実習の実習日数に関する規程」の定めるところによる。

別表第2 教育課程 保育士資格

系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目の名称	授業形態	単位数	必修	選択	備考
教養科目	外国語・体育以外の科目	不問	6単位以上	基礎ゼミ	演習	1	1		教養科目の中から必修科目8単位を含め、10単位以上修得すること
				基本ゼミ	演習	1	1		
				発展ゼミ	演習	1	1		
				統合ゼミ	演習	1	1		
				日本語表現	演習	2		2	
				文学入門	講義	2		2	
				心理学	講義	2		2	
				日本国憲法	講義	2		2	
				美術鑑賞	講義	2		2	
				地球環境入門	講義	2		2	
	絵本とアート	演習	1		1				
	情報機器演習Ⅰ	演習	1	1					
	情報機器演習Ⅱ	演習	1		1				
情報メディアとコミュニケーション	演習	1		1					
外国語	演習	2単位以上	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	1			
			英語コミュニケーションⅡ	演習	1		1		
体育	講義	1	体育理論	講義	1	1			
	実技	1	体育実技	実技	1	1			
合計		10単位以上				24	8	16	

平成30年厚生労働省告示第216号 別表第1による教科目				当該養成施設における教科の開講状況等					
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目の名称	授業形態	単位数	必修	選択	備考
的保育に関する本質・科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	2		
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	2		
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	2		
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	2		
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	2		
	保育者論	講義	2	教職概論(保育者・教師論)	講義	2	2		
解に 関する 対象の 科目	保育の心理学	講義	2	教育心理学	講義	2	2		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	2		
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解の方法	演習	1	1		
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	2		
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	2		
	保育の計画と評価	講義	2	教育課程論	講義	2	2		
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	1		
保育に関する内容・方法	保育内容演習	演習	5	保育内容(健康)指導法	演習	1	1		
				保育内容(人間関係)指導法	演習	1	1		
				保育内容(環境)指導法	演習	1	1		
				保育内容(言葉)指導法	演習	1	1		
				保育内容(音楽表現)指導法	演習	1	1		
	保育内容の理解と方法	演習	4	幼児と健康Ⅰ	演習	1	1		
				幼児と言葉	演習	1	1		
				幼児と音楽表現Ⅰ	演習	1	1		
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	2		
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	1		
子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	1			
障害児保育	演習	2	障害児保育Ⅰ	演習	1	1			
			障害児保育Ⅱ	演習	1	1			
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	1			
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	1			
実保育	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	2	2		
				保育実習Ⅱ	実習	2	2		
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	1	1		
				保育実習指導Ⅱ	演習	1	1		
演習総合	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2	2		
合計		51				51	51		

平成30年厚生労働省告示第216号 別表第2による教科目				当該養成施設における教科の開講状況等						
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目の名称	授業形態	単位数	必修	選択	備考	
保育の本質・目的に関する科目			15単位以上						平成30年厚生労働省告示第216号別表第2により対応する教科目の中から、必修科目2単位及び保育実習指導Ⅲ・保育実習Ⅲまたは保育実習指導Ⅳ・保育実習Ⅳを含み9単位以上修得すること	
	保育の对象の理解に関する科目									
保育内容演習	保育の内容・方法に関する科目			保育内容(造形表現)指導法	演習	1		1		
				保育内容(身体表現)指導法	演習	1		1		
保育内容(総合表現)指導法				演習	1		1			
ピアノ基礎技能A				演習	1		1			
ピアノ基礎技能B				演習	1		1			
ピアノ基礎技能C				演習	1		1			
こども文化Ⅰ				演習	1		1			
こども文化Ⅱ				演習	1		1			
保育内容の理解と方法	保育実習			保育技能Ⅰ	実技	1	1			
				保育技能Ⅱ	実技	1	1			
幼児と健康Ⅱ				演習	1		1			
幼児と環境				演習	1		1			
幼児と音楽表現Ⅱ				演習	1		1			
幼児と音楽表現Ⅲ				演習	1		1			
幼児と音楽表現Ⅳ				演習	1		1			
幼児と造形表現Ⅱ				演習	1		1			
幼児と造形表現Ⅲ				演習	1		1			
幼児と造形表現Ⅳ				演習	1		1			
保育実習Ⅱ			実習	2		2				
保育実習指導Ⅱ			演習	1		1				
保育実習Ⅲ			実習	2		2				
保育実習指導Ⅲ			演習	1		1				
合計				6			24	2	22	
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている教科目						特別支援教育	講義	1		1
				幼児教育方法論	講義	2		2		
				教育相談	講義	2		2		
				レクリエーション演習	演習	1		1		
				野外活動演習	演習	1		1		
				教育実習(幼稚園)事前事後指導Ⅰ	実習	1		1		
				教育実習(幼稚園)事前事後指導Ⅱ	実習	1		1		
				教育実習(幼稚園)Ⅰ	実習	2		2		
				教育実習(幼稚園)Ⅱ	実習	2		2		
				保育キャリア形成演習Ⅰ	演習	1		1		
				保育キャリア形成演習Ⅱ	演習	1		1		
合計					15		15			

別表第3 教育課程 幼稚園教諭二種免許状

免許法施行規則に定める 科目区分等			授業科目の名称	単位	幼稚園教諭 2種取得単位		備考		
					必修	選択			
◇教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康	幼児と健康Ⅰ	1	1		選択科目から4単位以上修得すること。		
			幼児と健康Ⅱ	1		1			
		人間関係							
		環境	幼児と環境	1		1			
		言葉	幼児と言葉	1		1			
		表現	幼児と音楽表現Ⅰ	1	1				
			幼児と音楽表現Ⅱ	1		1			
			幼児と音楽表現Ⅲ	1		1			
			幼児と音楽表現Ⅳ	1		1			
			幼児と造形表現Ⅰ	1	1				
			幼児と造形表現Ⅱ	1		1			
			幼児と造形表現Ⅲ	1		1			
			幼児と造形表現Ⅳ	1		1			
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	総論	保育内容総論	1	1			
	健康領域		保育内容(健康)指導法	1	1				
	人間関係領域		保育内容(人間関係)指導法	1	1				
	環境領域		保育内容(環境)指導法	1	1				
	言葉領域		保育内容(言葉)指導法	1	1				
	表現領域		保育内容(音楽表現)指導法	1		1			
			保育内容(造形表現)指導法	1		1			
			保育内容(身体表現)指導法	1		1			
		保育内容(総合表現)指導法	1		1				
	小計				21	8		13	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)	教職概論(保育者・教師論)	2	2				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)							
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2				
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	1					
教職課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	2					
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		幼児教育方法論	2	2					
関連時間等、総合的な学習の科目、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	教育相談	2	2					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)								

免許法施行規則に定める 科目区分等		授業科目の名称	単位	幼稚園教諭 2種取得単位		備考
				必修	選択	
◇教科及び教職に関する科目	教育実践に関する科目	教育実習(幼稚園)事前 事後指導Ⅰ	6	1		事前事後指導1 単位を含む
		教育実習(幼稚園)事前 事後指導Ⅱ		1		
		教育実習(幼稚園)Ⅰ		2		
		教育実習(幼稚園)Ⅱ		2		
	学校体験活動					
	教職実践演習	保育・教職実践演習(幼 稚園)	2	2		
小計			21	21	0	
合計			42	29	13	

免許法施行規則に定める 科目区分等		授業科目の名称	単位	幼稚園教諭 2種取得単位		備考
				必修	選択	
◇教育職員免許 法施行規則第 66条の6に定め る科目	日 本 国 憲 法	日 本 国 憲 法	2	2		
	体 育	体 育 理 論	2	1		
		体 育 実 技		1		
	外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	2	1		
		英語コミュニケーションⅡ		1		
	情報機器の操作	情報機器演習Ⅰ	2	1		
情報機器演習Ⅱ		1				
合計			8	8		

別表第4 入学検定料、学生納付金

入学検定料 30,000円

学生納付金 (単位:円)

内 訳 学年	入学金	授業料等			計
		授業料	施設設備費	実験実習費	
1年	300,000	720,000	270,000	80,000	1,370,000
2年	—	720,000	270,000	80,000	1,070,000
計	300,000	1,440,000	540,000	160,000	2,440,000